

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年3月29日（平成30年（行情）諮問第174号）

答申日：平成30年5月11日（平成30年度（行情）答申第47号）

事件名：特定の求人票の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定事業所（特定事業所番号）の求人票（特定求人番号，特定受付年月日，特定紹介期限）」（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，千葉労働局長（以下「処分庁」という。）が，平成30年1月11日付け千労発安0111第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，不開示とされた部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 審査請求人が情報公開請求した特定事業所（特定事業所番号）の求人票（特定求人番号，特定受付年月日，特定紹介期限）についての求人票の印字は特定公共職業安定所において端末を使用した求職者のみならず何人も自由に開所時間内ならいつでも日本国内の公共職業安定所から自由に何回でも不開示決定した部分も含み閲覧印字できたものである。

イ 当該書面（求人票）に個人情報と思われるものは表面にはホームページアドレス等，裏面には担当者の役職・氏名くらいしか書かれていない。

ウ 今回の一部不開示とした決定で個人の情報に関する氏名役職が含まれていると書かれているが，元々求人票で誰もが公開期間なら見ることが出来る情報であること及び採用担当者は中小企業団体の役員である特定役職であることから一般企業であるのなら取締役に対応する役職であり機密事項でもなく公表している。

エ よって法5条1号には該当せず法5条2号に該当し，ただし書イ及

び口に該当しないので、法5条を根拠に全部開示するのが適当と思われる。

オ 法律以前に募集期間内であれば誰でも無料で全て閲覧し印字もできた情報を情報公開請求時に個人情報が含まれているので開示しないということは理由にならないと解され、同法を都合良く解釈したものといわざるを得ない。

カ 以上のことから今回の決定について不服を申し立て、速やかな全面開示を求める。

(2) 意見書

ア 本件対象文書である求人票は、有効期間内であれば何人も審査請求人が要求する人事担当者の氏名・役職を含む記載事項全てを閲覧できる状態であった。

イ 諮問庁が主張する当該求人が無効求人になったからと言って人事担当者の氏名・役職の価値が変わる、つまり個人情報ではなかったものが無効求人になったとたんに個人情報に変化するものではない。

ウ 当該採用担当者の氏名・役職は当時団体の役員であり株式会社の取締役等に該当するもので公表されるべき性質のものであり、株式会社で取締役の氏名を個人情報という理由で非公開にしている企業はおそらく国内にはない。

エ 審査請求人は求人票を有効求人時に閲覧し、印字し、また、直接面接をし、人事担当者の氏名・役職を知っているため原処分は無意味である。

オ この部分開示決定（人事担当者氏名・役職を黒塗り）を慣例とすると、企業（今回の場合は団体）の採用時の不当労働行為（人事担当者による事実と異なる採用条件での採用）という結果になったときに、人事担当者を訴えるときに労働者が訴訟の対象者を特定出来なくなるか、訴訟対象者を特定するのに時間がかかることになる。

カ 審査請求人は審査請求人個人の不利益だけではなく、原処分が慣例化により不開示部分が増えると労働者（求職者）の不利益が増える（おそれがある）ため、今回の部分開示は認めるわけにはいかない。

キ 諮問庁は労働者（求職者）の立場になって考えるべきであり経営者側の利益のために動くべきではないと考えられる。

ク 諮問庁は審査請求人との無用（無意味）な争いはやめ、原処分の見直しをすべきである。

ケ 以上のことから貴審査会に妥当な判断をお願いする次第である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分を維持することが妥当であると考えます。

2 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件開示請求は、特定求人番号等に係る公共職業安定所が発行した求人票に関して行われたものであり、当該公共職業安定所が発行した特定事業所の求人票が確認されたことから、これを本件対象文書として特定した。

(2) 不開示情報該当性について

ア 本件対象文書である求人票は、特定年月日に受理した求人である。公共職業安定所で受理した求人の有効期限は、通常は求人を受理した日の属する月の翌々月の末日までであるが、本件対象文書である求人票については、特定事業所の意向により有効期限が短縮されており、本件審査請求に係る開示請求がなされた平成29年12月16日においては、有効期限の過ぎた無効求人であって、公共職業安定所において、閲覧できる状況にはなかった。

イ 本件対象文書の不開示部分には、特定事業所の人事担当者である個人の氏名及び役職名が記載されているが、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、上記アのとおり、開示請求時点では、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しないことから、法5条1号の不開示情報に該当し、かつ、同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、「募集期間内であれば誰でも無料で全て閲覧し印字もできた情報を情報公開請求時に個人情報が含まれるので開示しないということは理由にならないと解され、同法を都合良く解釈したものと云わざるを得ない」等と主張しているが、上記(2)で述べたとおりであり、本件対象文書の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分を維持することが妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年3月29日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年4月12日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同月13日 | 審議 |

- ⑤ 同月19日 本件対象文書の見分及び審議
⑥ 同年5月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定事業所（特定事業所番号）の求人票（特定求人番号，特定受付年月日，特定紹介期限）」であり，処分庁は，法5条1号に該当するとして，当該文書の一部を不開示とする原処分を行った。

審査請求人は，不開示部分の開示を求めているところ，諮問庁は，原処分を妥当としていることから，本件対象文書の見分結果を踏まえ，不開示部分の不開示情報該当性について，以下，検討する。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分は，特定事業所の求人担当者の職氏名であって，法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に，法5条1号ただし書該当性について検討すると，審査請求人は，有効期間内であれば何人も審査請求人が要求する人事担当者の氏名・役職を含む記載事項全てを閲覧できる状態であったと主張しているのに対し，当審査会において，本件対象文書を確認したところ，当該求人票には，「紹介期限日 平成29年5月11日」「無効」と記載されていることが認められ，諮問庁の説明のとおり，本件審査請求に係る開示請求がなされた平成29年12月16日時点においては，無効求人であることが確認できた。そうすると，当該個人の職氏名は，法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから，同号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また，当該部分は個人識別部分であることから，法6条2項による部分開示の余地もなく，当該部分は，法5条1号に該当し，不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については，不開示とされた部分は，同号に該当すると認められるので，妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子